

NPO法人 セカンドライフ・ネット会員規約

1・総則

第1条(名称・目的)

この会の名称は、NPOセカンドライフネットと称し、本会の会員がサロンを利用する事、各種イベント等に参加することにより会員相互の親睦を図り、地域の横のつながりを作る事を目的とします。

第2条(運営・管理)

本会の施設は、本階主催者が所有し、運営・管理を行います。

2・会員

第3条(会員)

1. 本会は会員制とし、入会する際に本会が定める会員種類で契約し、利用範囲に応じてサロンを利用する事できます。
2. 会員の契約期間は所定の退会手続きが完了するまでは自動更新とします。

第4条(入会手続き)

本会を利用する方は本会会則を承諾の上、入会手続きを行い所定の料金等を納入し会の承諾を得、契約を行った上で会員にならなければなりません。

第5条(入会資格)

本会の趣旨をご理解頂き、本会が入会を認めた方

第6条(会員証)

1. 本会では会員に対して、会員証を発行しこれを貸与するものとする。
2. 会員は会員資格を喪失した時は、速やかに会員証を返還しなければなりません。
3. 紛失したときは速やかに事務局までお申し出下さい。

第7条(諸会費・諸料金)

1. 会員は本会が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で所定の期日までに本会に納入しなければなりません。また、いったん受領したこれらの金額は理由を問わず返還できません。
2. 諸会費・諸料金の金額、支払い時期、支払い方法等は本会がこれを定めます。
3. 書面にて退会手続きを完了した退会月までは月会費のお支払いが必要となります。

第8条(退会)

1. 会員本人の都合による退会は、必ず本人が退会希望月の15日までにサロンにお越し頂き、書面にて所定の手続きを完了しなければなりません。
(電話による申し出または代理人による手続きは、受け付けられません。
ただし、代理人による手続きはやむを得ない事由の場合は受け付けます。)
また、未払いの料金のある場合は完納しなければなりません。
(退会希望月の月会費を支払わなければなりません。)
2. 会員の都合等により会費が銀行口座から振り替えできないなどの理由で3ヵ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。(但し、滞納分については未払い料金と判断し、ご請求させていただきます。)

第9条(会員資格の譲渡)

会員は如何なる場合も、その資格を他に譲渡することはできません。

第10条(会員の休会)

本会には休会制度はありません。但し、本会がやむを得ない事由によると判断した場合は、1ヶ月間に限り認める場合があります。

第11条(諸手続き)

会員は会員が入会申込書に記載した内容に変更があった場合(住所変更等)も速やかに変更手続きを完了しなければなりません。

第12条(会員除名)

処分あるいは除名処分等の処分をなすことができます。
本会の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
諸会費・諸料金の支払いを怠ったとき。
入会に際して虚偽の申告をしたとき。
本会が本会会員としてふさわしくないと判断したとき。

第13条(会員資格喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。
退会したとき
除名したとき
死亡したとき
本会を閉業したとき

第14条(禁止事項)

許可なく物品の売買などの営業活動をする事
他人を誹謗中傷すること

3・開講時間

第14条(開講日時及び開講時間)

サロンの営業時間については別途定めます。又、開講する各種イベント等の日時等を変更する場合は、原則として2週間前までにはサロン内及びホームページ上に掲示致します。

第15条(休業・休館)

本会は年末年始及び夏季の一定期間を定期休暇とします。施設点検日及びやむを得ない事由がある場合は臨時休業致します。

その他

第16条(会則の改訂)

本会は必要と認めた場合、本会則の改訂を行う事ができます。尚、改訂内容は全会員に適用されるものとします。